

平成19年度 精神障害者社会適応訓練事業実施状況調査 (行政調査)結果のまとめ

1. 調査の概要

(1) 目的

各都道府県及び政令指定都市（以下、便宜上、一括して「県・市」という。）における精神障害者社会適応訓練事業（以下、「社適事業」という。）の実態を把握する。なお、本調査は平成18年度に続く第2回目の調査である。

（注）平成18年度調査結果については文献1）参照。

(2) 対象及び調査時期

全国47都道府県及び14の政令指定都市の精神保健主管課である。調査対象の地方自治体61団体全てから回答があった。ただし、山形県は当該事業を平成18年度以降廃止しているため、今回（平成19年度）調査（18年度及び19年度対象）の実質回答数は60団体である。

調査時期は平成20年2月～3月である。

(3) 調査項目

調査項目は、以下の通りである。

- ① 当事業の予算額（万円）
- ② 登録事業所数
- ③ 利用のある協力事業所数
- ④ 利用対象者数
- ⑤ 新規利用者数
- ⑥ 利用修了者数
- ⑦ 事業所への委託料（1人1日）
- ⑧ 利用者への訓練手当（1人1日）
- ⑨ 年間延べ訓練日数
- ⑩ 各年度の事業の開始時期
- ⑪ 訓練期間
- ⑫ 傷害保険の有無
- ⑬ 就職者数

調査対象年度は平成18年度及び19年度であるが、18年度については実績、19年度については予算ベースまたは平成19年12月末までの実績を記入してもらうことを

原則としたが、実績に関しては回答団体により対象時期のずれがある（上半期、1月末、年度末など）。

なお、以下の分析に当たっては、本調査の第1回（18年度）調査並びに平成17年度に平成14年度及び16年度を対象とした行われた館等による調査（文献2。以下「17年度調査」という。）で今回調査と比較可能な項目について、必要に応じ比較を行った。ただし、17年度調査の集計対象数（14年度及び16年度）は42団体、また18年度調査（対象17年度）は全県・市（61団体）が集計対象である（第2表参照）。このように、年度によって集計対象数が異なるので、第2表では、集計対象団体平均により分析した。

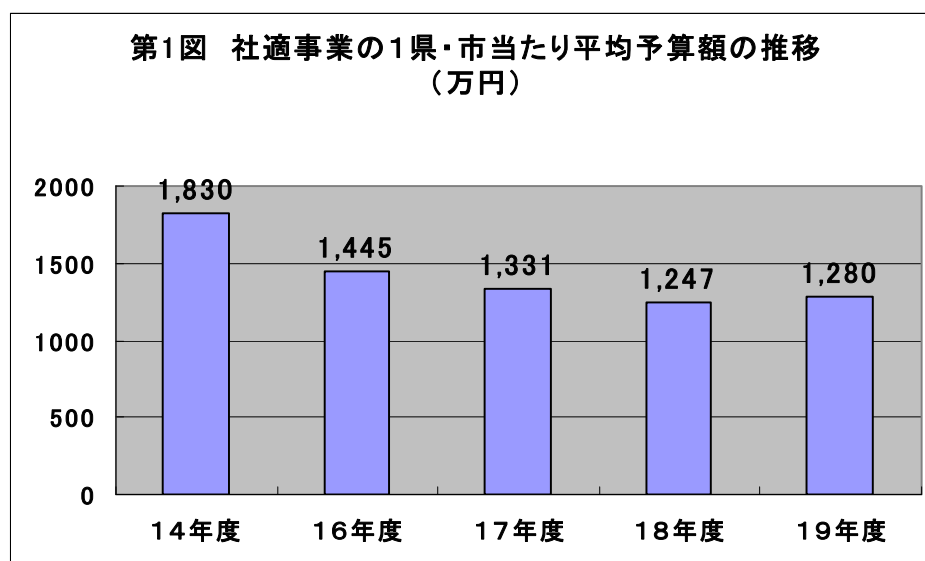
2. 調査結果の概要

(1) 社適事業の実施額

平成18年度及び19年度において社適事業を行った県・市は、山形県を除く全団体（60団体）である。18年度における社適事業にかかる全国の予算総額は74,837万円、1団体あたりの平均額は1,247万円であった（第1表）。このうち、最高額は4,389万円、最低額は128万円である。ただし、この金額には、当該事業の直接経費を対象にしたもののほか、団体により事業の普及、啓発等の費用を含めたものがあるなど、予算の範囲に若干の相違がある。

また、平成19年度の予算総額は7,680万円（平均1,280万円）と、18年度に比べわずかに増額しているが、これは原則として予算ベースのため、実績（決算ベース）ではこれより減額となる可能性がある。

14年度以降の傾向を1団体あたり平均額で見ると、14年度の1,830万円から16年度1,445万円、17年度1,331万円、18年度1,247万円と、実績ベースで見ると、社適事業の一般財源化が行われた平成15年度を境に低下傾向にある（第1図）。



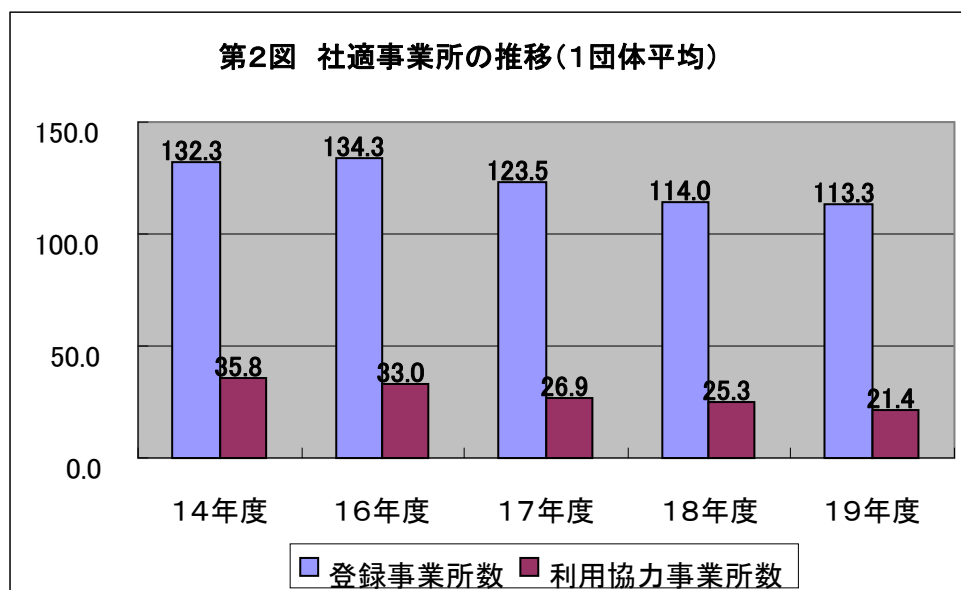
(2) 協力事業所の状況

協力事業所の登録数を平成18年度実績についてみると、登録制度を廃止している神奈川県を除く59県・市の登録事業所総数は6,725事業所、1団体平均114事業所となっている。最高は290事業所、最低は12事業所である。

登録事業所数の推移を1団体平均で見ると、平成14年度の132.3事業所から18年度の114.0と年々減少している（19年度は113.3事業所とさらに低下して

いるが、年度途中のため未報告の団体もあるので、最終段階ではこれより増える可能性がある)。また、神奈川県のように登録制度を持たない県も出てきている。

登録事業所の内、各年度で実際に社適制度の利用があった事業所数は、平成18年度実績で1,516事業所であり、これは、登録事業所総数の22.5%に相当する。すなわち、登録はしてあっても、18年度に実際に受け入れを行った事業所は、その5分の1程度である。利用のある協力事業所の推移を1団体平均ベースで見ると、平成14年度の35.8事業所から18年度の25.3事業所、19年度の21.4事業所と、やはり低下傾向にある。また、利用率(登録事業所数に対する利用事業所の比率も14年度の27.1%から19年度の18.9%へと低下傾向にある。

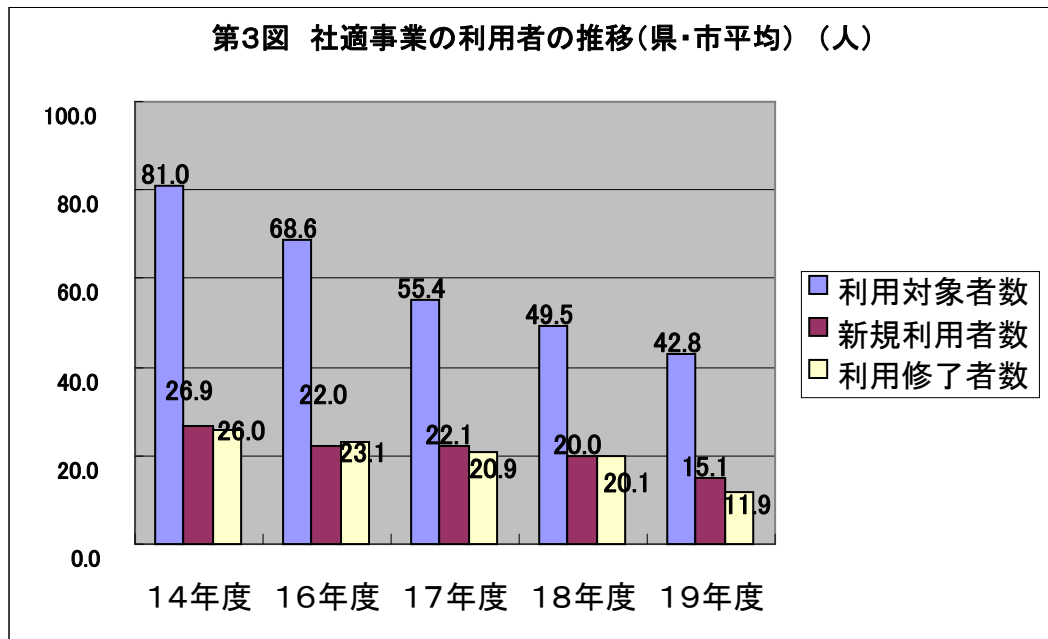


(3) 利用者数

社適事業を利用した訓練生は、平成18年度実績で2,969名、1県・市当たり平均では49.5名、最高190名、最低1名となっている。1団体当たりの平均利用者数の推移を見ると、平成14年度81.0人から平成18年度49.5人、19年度42.8人と逐年減少している(ただし、19年度は未回答の県が多いので年度末実績ではより増加が見込まれる)(第3図)。

利用者のうち、18年度新規利用者数は1,199名であり、平均20.0名、最高60名、最低0名となっている。新規利用者数(県・市平均)を見ると平成14年度26.9名に対し、16年度22.0名、17年度22.1名、18年度20.0名、19年度15.1名と推移しており、やや減少傾向にあるとはいえるものの、それほど大きくは減っていない。

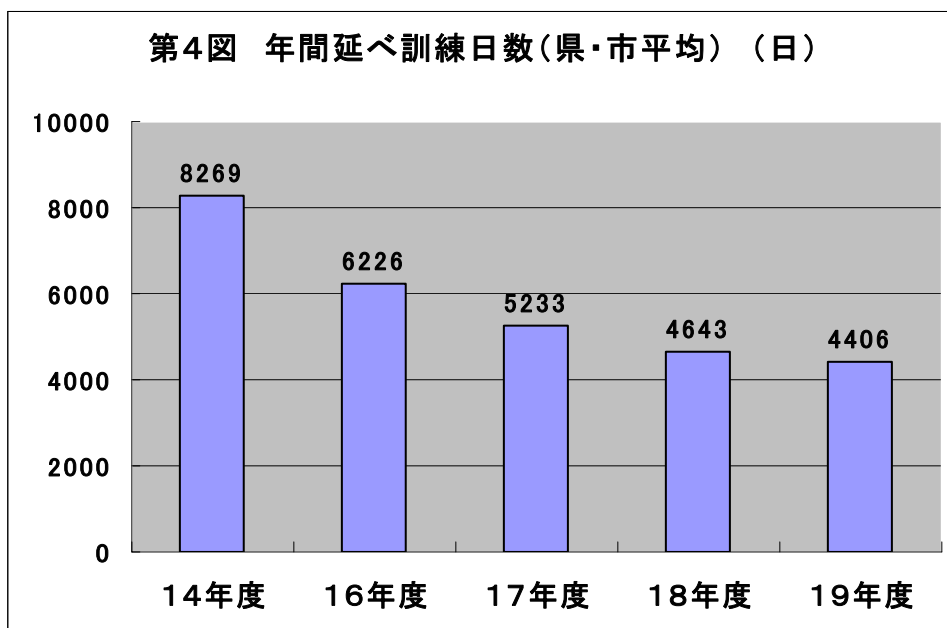
また、各年度に利用を修了した者（これには、所定期間満了、就職その他の理由による中断を含む。）は、平成18年度実績で1,203名である（これは、利用者数2969名に対し40.5%に当たる）。1団体平均の推移を見ると、平成14年度の26.0名に対し、16年度23.1名、17年度20.9名、18年度21.1名となっている（19年度は11.9名と少ないが、これは年度途中のためである）。



(4) 年間延べ訓練日数

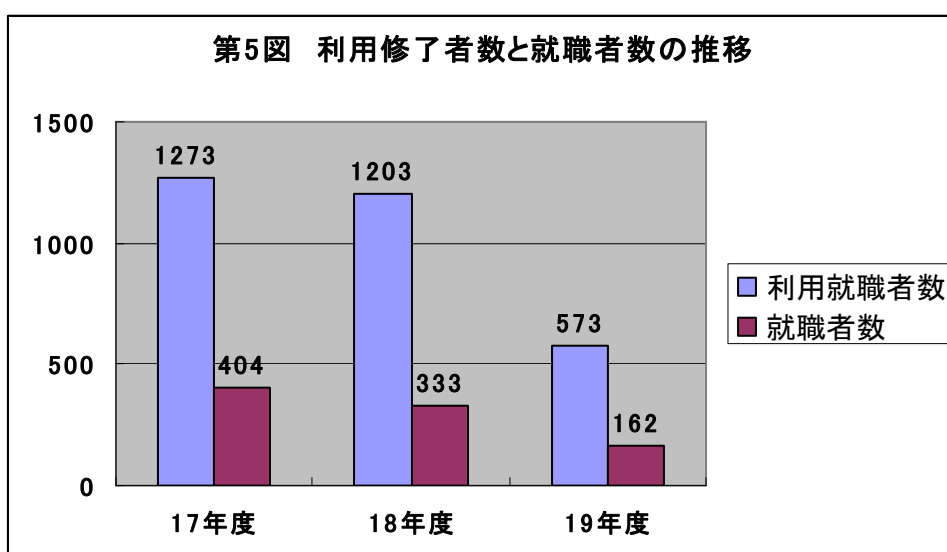
社適事業における訓練総延べ日数をみると、平成18年度実績は278,580日である。これは、平成17年度実績の308,772日に比べ減少しているが、利用対象者数1人当たりの訓練日数でみると平成17年度91.3日、18年度93.8日と、1人当たりでは減少していない(平成19年度は予算ベースが含まれており、直接比較できないが、114.3日とやや増加している)。

平成14年からの年間延べ訓練日数の推移を見ると、1団体当たり平均で14年度8,269日、16年度6,226日、17年度5,233日、18年度4,643日、19年度4,406日と傾向的に減少している。これは、上述の通り、1人当たりの訓練日数が減少したというより、協力事業所及び利用対象者の減少を反映したものといえる(第4図)。



(5) 就職者数

平成18年度における社適事業利用者の就職件数は333名、各県・市平均6.2名、最高21名、最低はゼロである。平成17年度実績が就職者総数404名、平均7.1名であったのに比較してやや減少している。このため、利用修了者数に対する就職率は、平成17年度の31.7%から平成18年度27.7%と低下している。平成19年度は年度途中のデータであるため162名とさらに少ないが、就職率については28.3%と概ね18年度並の水準を維持している(第1表、第5図)。



(6) 委託料と訓練手当

事業所への訓練委託費について、平成19年度を中心にみるとほとんどの県・市は1日2,000円となっている。他方、ほとんどの県・市は利用者への訓練手当は支給していない。

それ以外の設定になっている県・市をみると次のようになっている。

【事業主委託費】

- ・1日 1,000円（ただし、訓練手当も同額支給）：北海道、神奈川県、横浜市
- ・1日 1,500円：千葉県、佐賀県（17年度までは2,000円）
- ・1日 1,800円：青森県、島根県
- ・1日1,000円（基本料）＋1時間125円：石川県、愛媛県
- ・半日1,000円＋1時間250円：岡山県
- ・在宅2,000円、入院1,100円：福岡県
- ・1日2,000円、ただし3時間以下は1,000円：富山県
- ・1日2,365円：東京都（17年度までは2,000円）
- ・1時間250円：山口県

【訓練生への訓練手当の支給のある県・市】

北海道、神奈川県、横浜市（1日1,000円（事業主委託費1,000円））、札幌市（1日1,000円（事業主委託費2,000円））、新潟県（1日300円）、愛知県、沖縄県、名古屋市（1日500円）、東京都（1日1,100円）長崎県（1,200円）、福岡県、福岡市（事業主委託料から900円以上）長野県（月額5,000円、住居手当支給対象者7,000円）

（注）なお、訓練生への手当を支給していない県・市でも、多くの場合事業主が受け取った委託費の全部又は一部を訓練生への手当に充当している例が多い。

(7) 訓練開始時期と訓練期間、傷害保険の有無

訓練開始時期はほとんどの県・市は毎年4月となっているが、年2回、4半期毎、毎月、及び随時としているところもある。

訓練期間についてほとんどの県・市は6ヶ月とし、状況により3年間まで延長可能としているところが多いが、最大期間を2年あるいは1年としているところもある。

傷害保険については、「有り」とする県・市が平成17年度46団体、18年度48団体、19年度49団体と次第に増えている。ただし、事業所によると回答している県もある。

3. まとめ

前回（18年度）調査において全国の各地方自治体における社適事業の規模が縮小傾向にあるとの指摘を行ったところであるが、今回調査においても、残念ながらこの傾向が続いていることが明らかとなった。

すなわち、各都道府県及び政令指定市における1団体平均の予算額は、平成14年度の1,830万円から18年度実績で1,247万円へと減少しており、これと並んで登録事業所数、利用協力事業所数、利用対象者数及び年間訓練日数等も減少傾向にある。

しかしながら、それでも登録事業所数は、平成18年実績で約7,000事業所、利用者数はほぼ3,000人にのぼる。また、本事業により就職した者の数は18年度実績で333名に達する。本事業は、元来、訓練生の雇用を訓練委託事業所に義務づけていないにもかかわらず、訓練修了者の就職率は約3割に達している。現在、精神障害者の就労移行支援に際し、利用可能な訓練機会がなお乏しく、就職が困難な状況が依然として解消されていないなかで、本制度が精神障害者の就労促進に関して大きな役割を果たしているといえよう。

また、登録事業所のうち各年度中に実際に精神障害者を受け入れた事業所は約5分の1程度にすぎないが、このことは、折角、精神障害者の受け入れに対し前向きな姿勢を見せている事業所が多数存在するにも関わらず、十分な活用がされていないことを示している。いいかえれば、今後、登録事業所の利用率を高めることで精神障害者の職業訓練や就労機会の拡大に大きく寄与する可能性が高いといえる。

本事業の規模が縮小傾向にあることの一因として、もともと、昭和57年に国の補助事業である「通院患者リハビリテーション事業」として開始されてきた本事業が、平成15年度に一般財源化されたことにより、その運営が各地方自治団体の裁量にゆだねられることとなったことから、各地方自治体での予算上の制約が生じたとみられることがあげられる。いいかえれば、各地方自治体が精神障害者の就労移行支援対策の一環として、企業の現場を活用した実践的な訓練事業として、本事業をどのように正しく評価し、位置づけるか、あるいは、社適協力事業所と精神障害者の就労支援に関わる労働、医療、福祉等関連分野との連携強化をどのように図るかによって、今後の動向は大きく左右されることになる。

(以上)

(執筆者：佐藤 宏)

(参考文献)

- 1) 特定非営利活動法人全国精神障害者就労支援事業所連合会『「一般企業を活用した精神障害者社会適応訓練事業を雇用につなぐ」事業に関する実施結果報告書』(厚生労働省平成18年度障害保健福祉推進事業),2007.
- 2) 舘暁夫、箱田琢磨、森田恵美、竹島正「全国都道府県・政令指定都市における精神障害者社会適応訓練事業の現状と今後の動向—平成15年度の一般財源化による影響の検討を中心に—(平成17年度精神病院・社会復帰施設等の実態把握及び情報提供に関する研究)」、国立精神・神経センター精神保健研究所、2006.